平成２６年（フ）第５０号
群馬県太田市東矢島町1101―１　パナハイツ大谷Ｂ201、住民票上の住所群馬県桐生市黒保根町下田沢1547番地
債務者　こかげＣＨＡ―ＹＡ　ｓｌｏｗ　ｔｉｍｅこと　新井　宏幸
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　真明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２９７号
さいたま市大宮区三橋１丁目426番地１　グランデージ大宮102号
債務者　三宅　勝繁
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
埼玉県入間市東町４丁目４番６号
債務者　芦川　信之
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１５号
埼玉県入間市東町４丁目４番６号
債務者　芦川喜久恵
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３２号
埼玉県川越市大字下赤坂649番地12
債務者　古川　豊勝
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９７号
京都市山科区東野南井ノ上町12番地５　ヴィラ翠緑園２―Ｃ号、申立時の住所京都市山科区東野中井ノ上町19番地の28
債務者　清水　雅夫
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
広島市佐伯区湯来町大字下2901番地
債務者　河口　令子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１０号
函館市宮前町32番８号
債務者　丹羽　康則
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
広島県府中市上下町深江446番地、前住所愛知県碧南市港本町３番地１　豊田自動織機第３衣浦寮1417
債務者　折坂　和幸
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
愛知県西尾市米津町仲之畑７番地　メゾンソレイユ102号室、前住所愛知県西尾市米津町宮浦51番地７　マンション宮浦305号室
債務者　須山　正子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘50番地　第２高岡和風寮、前住所愛知県刈谷市井ケ谷町寺山下27番地　サープラスワングリーンシティＤ202号
債務者　太田　　昭
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
愛知県西尾市徳次町上十五夜40番地２　ファミール十五夜Ａ棟105号室、前住所愛知県西尾市新渡場１丁目２番地17　シティハイムピースフル202号室
債務者　白川　裕一
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目５番10―109号
債務者　辺田　宏美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９０号
大阪市淀川区木川西１丁目６番27号
債務者　福江　種二
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８００号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番26―709号
債務者　倉住　博徳
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２７号
大阪市鶴見区今津中３丁目１―３―317、住民票上の住所大阪府四條畷市雁屋南町24番16号　オーク四條畷102
債務者　五十川三邦子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部